

令元福情答申第6号

令和元年11月26日

福岡市長 高島 宗一郎 様  
(保健福祉局障がい者部障がい企画課)

福岡市情報公開審査会  
会長 田邊 宜克  
(総務企画局行政部情報公開室)

公文書公開請求に係る一部公開決定処分に対する審査請求について (答申)

福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号)第20条第1項の規定に基づき、平成31年4月24日付け保障企第65号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

#### 記

「特定事業者が運営する事業所Aと事業所Bの福岡市への障がい者福祉サービスの運営にかかわる届出書類、変更届の書類のすべて。設立関係書類を含む。」の一部公開決定の件

答 申

**第1 審査会の結論**

「特定事業者が運営する事業所Aと事業所Bの福岡市への障がい者福祉サービスの運営にかかわる届出書類、変更届の書類のすべて。設立関係書類を含む。」（以下「本件対象文書」という。）について、福岡市長（以下「実施機関」という。）が行った一部公開決定（以下「本件原決定」という。）は、すでに取り消されているため、本件審査請求は、これを却下すべきである。

**第2 審査請求の趣旨及び経過**

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、平成31年4月3日付けで実施機関が審査請求人に対して行った本件原決定を取り消すよう求めるものである。

2 審査請求の経過

- (1) 平成31年3月25日、審査請求人は、実施機関に対し、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、本件対象文書について公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- (2) 平成31年4月3日、実施機関は、条例第11条第1項の規定により本件原決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- (3) 平成31年4月5日、審査請求人は、本件原決定について、これを不服として実施機関に対して審査請求を行った。
- (4) 平成31年4月15日、実施機関は、本件原決定に誤りがあったとしてこれを取り消し、その旨を審査請求人に通知した。
- (5) 平成31年4月24日、実施機関は、本件審査請求について、当審査会に対し諮問した。
- (6) 平成31年4月25日、実施機関は、本件公開請求に対し、改めて一部公開決定（以下「新決定」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

### 第3 審査請求人及び実施機関の主張等の要旨

#### 1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書において、次のとおり主張している。

- (1) 本件原決定を取り消すとの裁決を求める。
- (2) 本件対象文書中の平成 30 年 8 月 8 日付けの変更届出書のうち、サービス管理責任者の氏名、住所及び生年月日を公開しておきながら、管理者の氏名などを非公開とした本件原決定は、違法不当である。

#### 2 実施機関の主張

実施機関は、その弁明意見書（令和元年 6 月 7 日收受）及び令和元年 6 月 26 日の当審査会における口頭意見陳述において、概ね次のように主張している。

##### (1) 本件対象文書について

本件対象文書は、特定事業者が運営する 2 つの指定障がい福祉サービス事業所に係る指定申請書一式及び変更届出書一式である。

##### (2) 本件原決定を行うに至った理由について

本件原決定において、審査請求人に対して公開したサービス管理責任者の氏名、住所及び生年月日については、条例第 7 条第 1 号に該当する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、本来非公開とすべき情報であったところを、誤って公開したものである。

審査請求人が非公開を不当と主張している管理者の氏名及び住所についても、同号に該当する個人に関する情報であり、サービス管理責任者の氏名、住所及び生年月日を誤って公開したことをもって、管理者の氏名及び住所も公開すべきとする審査請求人の主張は認めることができない。

##### (3) 本件原決定の取消しの経緯について

誤公開が判明した後、誤って情報を公開してしまった個人に対して、直ちに状況を説明して謝罪するとともに、審査請求人にも電話や文書で連絡を取り、誤公開に係る対象文書の写しを返還するよう要請している。また、本件については、個人情報流出事案として報道発表を行った。

本件原決定は誤ったものであるため、これを取り消して審査請求人に通知するとともに、後日改めて本件公開請求に対する新決定を行い、審査請求人に通

知した。

#### 第4 審査会の判断

##### 1 本件対象文書について

実施機関は、本件対象文書として、特定事業者が運営する2つの指定障がい福祉サービス事業所に係るそれぞれの指定申請書及び変更届出書（事業所A分18件及び事業所B分4件）を特定しており、当該特定に関し当事者間に争いはない。

##### 2 本件原決定の取消しについて

令和元年6月26日の当審査会における実施機関の口頭意見陳述によれば、審査請求人が本件審査請求を提起した後に、本件原決定に当たって本来非公開とすべき、平成30年8月8日付け変更届書におけるサービス管理責任者の氏名、住所及び生年月日について、被覆処理を施さないまま誤ってこれを公開していたことが判明したため、実施機関は、平成31年4月15日付けで本件原決定を取り消すとともに、審査請求人にその旨を通知したとのことである。

そこで、当審査会において当該対象文書を見分したところ、確かにサービス管理責任者である特定の個人の氏名、住所及び生年月日が被覆されることなく公開された状態になっていることが認められた。

実施機関によれば、本件原決定において誤って公開したこれらの情報は、いずれも条例第7条第1号に規定する特定の個人を識別することができる情報であって、同号ただし書アからウまでに該当する事情もないとのことであり、実施機関によるこれらの説明に不合理な点は認められない。

もとより同号の趣旨からすれば、実施機関が個人のプライバシーに関する情報であると明らかに判別できる個人情報を誤って公開してしまった場合に、基本的人権の尊重ないし個人の権利利益の保護の観点から、当該誤公開に係る個人情報の拡散の防止やすでに交付された対象文書の写しの回収に努めるのは当然のことである。

そして、そのための手段の一つとして、誤公開に係る公開決定等を取り消し、改めて公開決定等を行うことも、実施機関による正当な権限の行使として認められるものと思料する。

これを本件についてみるに、本件原決定において実施機関が誤って公開した情報のうち、少なくとも個人の住所及び生年月日については、社会通念上、みだりに他人に知られたくない個人のプライバシーに当たることが一見して明らかであり、当該誤公開に係る対象文書の写しがすでに公開請求者である審査請求人に対して交付されている状況なども考慮すれば、本件原決定を取り消した実施機関の判断は、正当な権限の行使として許容されるものであったと認められる。

### 3 小括

以上のことから、本件原決定は、実施機関の正当な権限の行使に当たる取消処分によりすでに消滅しており、その取消しを求める本件審査請求の利益も消滅していると認められるから、本件審査請求は、これを却下すべきである。

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成31年4月24日	諮問
令和元年6月7日	実施機関の弁明意見書を収受
令和元年6月26日（1部会）	実施機関から意見聴取，審議
令和元年7月31日（1部会）	審議
令和元年8月21日（1部会）	審議
平成元年9月25日（1部会）	審議
平成元年10月18日（1部会）	審議

## 第6 答申に関与した委員

田邊宜克，石森久広，五十川直行，馬場明子